

山梨県技能検定試験手数料の減免に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、山梨県職業能力開発促進法関係手数料条例（平成12年山梨県条例第19号）第5条の規定により、同条例別表に定める技能検定試験手数料の減免に関して必要な事項を定めるものとする。

(対象となる手数料)

第2条 条例別表の4の項金額の欄二及びホで定める手数料とする。

(対象となる者)

第3条 対象となる者は以下のとおりとする。

- (1) 条例別表の4の項金額の欄二で定める在校生のうち、二級を受験する23歳未満の県内に在住する者又は県内に在学する者
- (2) 条例別表の4の項金額の欄ホで定める在校生のうち、県内に在住する者又は県内に在学する者

(減額する額)

第4条 一の検定職種につき、前条(1)に該当する者は9,000円、前条(2)に該当する者は4,500円とする。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行し、令和4年度前期技能検定試験について、適用する。

附 則

この要綱は、令和4年6月17日から施行し、令和4年度前期技能検定試験及び後期技能検定試験について、適用する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行し、令和5年度前期技能検定試験及び後期技能検定試験について、適用する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行し、令和6年度前期技能検定試験及び後期技能検定試験について、適用する。